

高知県警察警備実施規程（平成27年 1月22日高知県警察本部訓令第1号）  
（概要）

この訓令は、高知県警察警備実施規則（昭和42年公安委員会規則第20号）に基づき、警備実施に必要な事項を定めたもので、警備犯罪・災害又は雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、部隊の運用を伴う警察活動により「個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、公共の安全と秩序を維持すること」を目的に必要な事項を定めたものです。